

遼寧省における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェットロ大連事務所が作成  
2012年4月

対象	1 ソフトウェア	2 IT	3 IT
政策名	「遼寧省のソフトウェア産業発展を加速させるための実施意見に関する通知」	「遼寧省人民政府による全省の情報産業発展を加速させるための意見」	「遼寧省ソフトウェア及び電子情報製品製造業に対する発展特定資金の管理に関する暫定方法」
主管部門	<b>申請機構</b> 企業所在地の市級経済及び情報化委員会 <b>その他主管部門</b> 遼寧省経済及び情報化委員会 遼寧省財政庁	<b>申請機構</b> 企業所在地の税務主管機関 <b>その他主管部門</b> 遼寧省経済及び情報化委員会 遼寧省財政庁 遼寧省国家税務局	<b>申請機構</b> 企業所在市の情報産業主管部門及び財政部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省経済及び情報化委員会 遼寧省財政庁
政策の主要内容及び要旨	<b>ソフトウェア市場の開拓</b> (一) 省内で実力のあるソフトウェア企業が国外、省外に事務所を設立し、広く合併・提携することを奨励する。 (二) 瀋陽と大連を重点に定め、ソフトウェア製品と知的所有権取引市場を設立し、ソフトウェア産業の市場化を推し進める。 (三) 政府関連部門と業界協会は適時ソフトウェア企業が国内外の展覧会、投資貿易商談会及びハイテク成果物交易会に参加するのを組織し、国内外の交流と協力を促進する。 <b>ソフトウェア産業への投入</b> (一) 省ソフトウェア発展シード資金を設ける。(注：即ち、現行の遼寧省ソフトウェア産業発展特定資金) (二) 省市政府が設立した科学技術企業の貸付保証資金はその1/3をソフトウェア企業に充てなければならない。 (三) ソフトウェア産業リスク投資システムを構築する。 (四) 企業と民間資本を主体に、政府が適切に投入することで誘導しながら、株式のソフトウェアリスク投資会社を立ち上げると同時に国内外の資金投資を広く取り入れる。 (五) ソフトウェア企業が国内外で上場するための資金調達を優先的に支援する。 (六) 各種金融機関は国家、省及び市の計画にあるソフトウェア産業化プロジェクトに組み込まれるよう優先的に支援し、輸出業務のあるソフトウェア企業には利率を優遇した貸付資金を与え支援することができる。	<b>外向的情報産業の発展</b> (一) 情報産業の対外経済技術提携を強化し、既存IT企業の再編に外資を誘致する。 (二) 中小企業国際市場開拓資金とハイテク製品輸出研究開発資金はソフトウェア企業の発展を優先的に支援する。 <b>納税の優遇政策</b> (一) 増値税一般納税者が自ら開発、生産したソフトウェアの販売に対し納めるべき増値税については、2010年以前は17%の税率で増値税を課税していたが、その増値税の実際の税負担が3%を超過した部分については課税と同時に還付を行う政策を実行する。 (注：根拠「国务院のソフトウェア産業および集積回路産業の発展をより一層奨励するための諸政策の発布に関する通知」、2010年以後、企業に対する増値税優遇政策は継続して第一条の規定に従い実施されている。) 葛 (二) 新設ソフトウェア企業は企業所得税の「2免3半減」優遇を享受できる。 新設ソフトウェア開発企業であると同時に、国务院が認可したハイテク産業開発区内のハイテク企業である場合、新設ソフトウェア開発企業の税金減免優遇を享受できる。減税期間は15%の税率を半減し企業所得税を徴収する。税金の減免期間満了後は15%の税率で企業所得税を徴収する。 (三) 国家計画範囲内の重点ソフトウェア企業がその年に免税優遇を受けていない場合、企業所得税税率を10%に引き下げて徴収する。 (四) ハイテク企業であると認定されたソフトウェア企業は増値税の控除範囲拡大政策を享受できる。	<b>特定資金の使用範囲</b> (一) ソフトウェア及び電子情報製品製造企業の自主創造を支援する。特に集積回路、デジタルオーディオ・ビデオ、通信、基礎電子、半導体照明、PV、組み込みソフト、業界アプリケーションソフト、情報サービス及びアニメーション等の情報産業核心分野技術と製品の研究開発及び産業化を支援する。 (二) 省内が毎年定める情報産業の重大プロジェクト、重大工程、重大イベント、優れたソフトウェア製品及び国家付属プロジェクト等を重点的に支援する。 (三) 国内外のソフトウェア、電子情報製品製造先駆企業及び先進技術設備の導入を支援する。 (四) 情報産業パークの公共プラットフォーム建設及び進出重点企業の産業化プロジェクトの建設を重点的に支援し、産業構造の調整を促進することで重点産業群を成す。 <b>特定資金の支援方式</b> 特定資金は補助金又は金利の補助という二種の支援方式がある。各市が省の提供する特定資金に対し一定の比率で支援することを奨励する。
適用対象	ソフトウェア産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	情報産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	情報産業の内資・外資企業は本政策が適用される。

遼寧省における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

4 サービスアウトソーシング	6 省エネ	7 農産品加工	8 新興産業全般
「遼寧省人民政府によるサービスアウトソーシング産業の発展を促進するための諸意見」	「遼寧省省エネ特定資金管理暫定方法」	「遼寧省農産物加工産業項目支援の金利補助資金管理暫定方法」	「遼寧省人民政府の新興産業の発展を加速することに関する意見」
<b>申請機構</b> 企業所在市の情報産業主管部門及び財政部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省経済及び情報化委員会 遼寧省財政庁	<b>申請機構</b> 企業所在地の市経済と情報化委員会及び財政部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省経済と情報化委員会 遼寧省財政庁	<b>申請機構</b> 企業所在地の農業産業化弁公室と財政部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省財政庁 遼寧省農村経済委員会	<b>申請機構</b> 企業所在地の市級経済と情報化委員会 <b>その他主管部門</b> 遼寧省経済と情報化委員会 遼寧省財政庁
<b>産業発展の重点</b> 多国籍企業内部のオフショアアウトソーシング業務を重点的に請け負い、多国籍企業の地域本部、研究開発センター、サービスセンター及び世界で有名な教育訓練センターやコンサルティング企業を遼寧省に誘致する。ソフトウェア開発、情報技術サービス、研究開発設計、物流と金融バックオフィスサービスのアウトソーシング業務を重点的に発展させる。 <b>サービスアウトソーシング企業の発展</b> (一) 各種所有制の法人が積極的にサービスアウトソーシング業務に取り組み、発展させることを奨励する。 (二) サービスアウトソーシング企業が独自ブランドを確立させることを奨励し、そのサービスアウトソーシング企業のブランドを保護する。 (三) サービスアウトソーシング企業が国内外で支社又は事務所を立ち上げ、直接アウトソーシング契約を請け負うことを応援する。 <b>産業発展資金による支援</b> (一) 省級サービスアウトソーシングモデル区がある市及び県級政府はモデル区に入居している企業が業務スペースの購入又は賃貸をする際に資金を投入し補助する。 (二) 遼寧省のサービスアウトソーシング企業が国家海外貿易発展資金等の各種関連特定資金を受給できるよう積極的に支援する。アウトソーシング企業が支援条件に適したM&Aを行った場合は省企業M&A特定資金を優先的に与える。 <b>産業発展環境の改善</b> (一) サービスアウトソーシング企業が関連の企業登記条件に合致している場合は企業の登記・登録を直接認める。 (二) 条件を満たしたサービスアウトソーシング企業が省の特許モデル企業となった場合、重点的に支援し指導する。	<b>資金的支援の範囲</b> (一) 省エネ技術と製品の普及 (二) 省エネモデル項目及びモデルケースプロジェクト (三) 省エネ宣伝訓練 (四) 省エネ情報サービスと奨励 (五) 新エネルギーと再生可能エネルギーの開発利用項目 (六) 国家、省政府の支援を得て、地方の補助が必要とする項目 (七) 審査確認を得て省エネに利用できる関連支出 <b>資金的支援の限度</b> 省エネ新技術、新製品の研究開発、拡大、生産項目に適切な補助金を与える。省エネモデル項目及びモデルケースプロジェクトに対して、項目の固定資産総投資額の6～8%の補助金を与える。	<b>資金的支援の範囲</b> (一) 本方法は全省範囲内（大連市を含まず）企業が従事する農産物加工産業の項目に適用する。(二) 企業は独立した法人資格を有し、財務管理体制が健全で、不良信用記録がなく、経済的効果が良いものとする。 (三) 企業の新規項目は国家産業政策に適合し、産業構成調整目録にある奨励類と許容類に属し、また国家の関連規定によって項目の管理手順を履行したものとする。 <b>資金的支援の限度</b> (一) 金利補助を申請する固定資産借入金金額は300万元（又は同額の外貨）以上の中国国内銀行と非銀行金融機関の借入金でなければならない。 (二) 単独項目の金利補助金の上限は基本的に500万元を超えないものとする。	<b>産業発展の重点</b> (一) 先進装備製造業。 (二) 新エネルギー産業。 (三) 新材料産業。 (四) 新医薬産業。 (五) 情報産業。 (六) 省エネ環境保護産業。 (七) 海洋産業。 (八) 生物育種産業。 (九) ハイテクサービス業。 <b>政策上の支援施策</b> (一) 各種特定資金を整合し、新興産業の基地建設を支援する。 (二) 新興産業の上場企業に奨励を与える。国家政策的銀行と商業銀行が新興産業項目に対して貸付による支援を優先的に与える。省中小企業の信用担保センターは優先して条件を満たす新興産業企業の借入金のために担保を供与する。 (三) 遼寧省創業投資引導基金を設置する。3年～5年前後の期間をかけて、省内で創業投資基金を約50本設置し、新興産業発展の支援に利用する。 (四) 土地等の生産要素の供給強度を高めて、新規増加の建設用地の指標は主に新興産業基地と新興産業項目の建設に利用する。 (五) 省「十百千先端人材導入項目」と「海外ハイレベル人才導入の「千人計画」は新興産業に重点をおく。
サービスアウトソーシング産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	省エネ環境保護産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	農産物加工産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	政策に規定した産業に従事する内資・外資企業は本政策が適用される。

遼寧省における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

9 R&D	10 R&D	11 中小企業支援	12 中小企業支援
「遼寧省人民政府の科技創出能力を高めて旧工業基地の振興を加速する諸規定」	「遼寧省特許技術転化特定資金管理方法」	「遼寧省人民政府の中小企業のさらなる発展を促進するための諸意見」	「遼寧省中小対外貿易企業融資担保特定資金管理暫定方法」
<p><b>申請機構</b> 企業所在地の市級科技行政管理部門 企業所在地政府の人力資源社会保障部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省科技厅 遼寧省経済と情報化委員会 遼寧省人的資源と社会保障庁</p>	<p><b>申請機構</b> 企業所在地市級知的所有権局と財政部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省知的所有権局 遼寧省財政庁</p>	<p><b>申請機構</b> 企業所在地の主管税務機関 <b>その他主管部門</b> 遼寧省中小企業庁 遼寧省財政庁 遼寧省国税局</p>	<p><b>申請機構</b> 企業所在地の市級対外貿易局 企業所在地の市級財政部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省財政庁 遼寧省対外貿易経済合作庁</p>
<p>(一) 企業が当年度の技術開発経費の実費の150%で当年度の納税所得額を相殺することを認める。企業が計上した従業員教育経費が税金計算ベースとなる給料総額の2.5%以内である場合、企業所得税の納税前に控除できる。</p> <p>(二) 国家の規定条件を満たす企業技術センター、国家エンジニアリング(技術研究)センター等で、輸入規定範囲内にある科学研究と技術開発用品に対して、輸入関税と輸入増徴税を免除する。</p> <p>(三) 省の科技型中小企業技術創出資金の投入を強化し、中小企業技術創出活動と国家科技型中小企業創出基金項目のために一定比率の資金マッチングを増加する。</p> <p>(四) 企業が海外で設立した研究開発機関では採用する外国高級専門技術人材は、国内で勤務する外国専門家と同じ待遇を享受する。</p> <p>(五) 多国籍企業と国内外研究機関などが本省で研究開発機関を設立したり、又は省内の企業と提携して設立することを支援する。取得した技術訓練、技術コンサルティング、技術サービスと技術請負などの技術的サービスによる収入に対して、企業所得税を免除する。</p> <p>(六) 企業が重要技術と重大な装備に対する消化吸収と再創造について、政府は引導的資金の支援を与える。</p> <p>(七) 省の各種特定資金は認定された自主創造新製品とハイテク製品及び重要技術の研究開発に重点をおく支援を与える。</p> <p>科技型内資・外資の研究開発機関は本政策が適用される。</p>	<p><b>特定資金の支援範囲</b> (一) 新興産業の形成と発展及び伝統産業のレベルアップを重点をおいて支援し、国内外の先進の特許技術と発明特許の転化と産業化項目を導入する。 (二) 独自の知的所有権の核心技術を有する業界の主幹企業を育成し、国家と省が毎年決定した重点工程、重大項目、重大イベントの特許技術の転化と産業化項目を支援する。 (三) 特許情報の公共プラットフォームの確立を支援する。省政府の許可を得て開催する特許技術と製品交易会、マッチング商談会を支援する。 (四) 国家と省級特許賞を受賞した項目に対し、適切な奨励を与える。 (五) 特許技術の転化と産業化のその他方面を支援する。</p> <p><b>特定資金の支援方式</b> 特定資金は主に補助的支援方式を取る。</p>	<p>(一) 初めて株式を公開発行して上場する企業に、省政府は支援資金として150万元を与える。市政府の支援資金は150万元を下回らないものとする。 (二) 中小企業が中小企業集合債券を発行して直接融資することを奨励し支援する。 (三) 省級中小企業公共技術サービスプラットフォーム及び省認定の40大学が設立した中小企業サービスセンターの技術譲渡、技術開発業務及びそれに関する技術コンサルティング、技術サービス業務による所得に対して営業税を免除する。 (四) 企業が条件を満たす環境保護、省エネ節水項目に従事した所得に対し、項目の第一回目の生産経営収入を取得した納税年度から起算して、第一年度から第三年度まで企業所得税を免除し、第四年度から第六年度まで企業所得税を半減して徴収する。 (五) 創業投資企業は持分投資方式で非上場の中小ハイテク企業に2年以上投資する場合、持株保有期間が2年満了する年度に当該創業投資企業の納税対象総額からその投資額の70%を控除することができる。 (六) 条件を満たす小型低収益企業に対して、税率を20%に引き下げて企業所得税を徴収する。</p>	<p><b>支援対象</b> (一) 前年度又は本年度に輸出実績がある中小企業。 (二) 担保資金は専門的に担保機関が中小貿易企業の融資担保業務を奨励するために利用する。</p> <p><b>資金的支援の方式</b> (一) 担保機関が行っている中小貿易企業の融資担保業務に対して、担保額の2%以下の比率により支援を与える。 (二) 担保料率が銀行の同期借入基準利率の50%以下の中小貿易企業融資担保業務に対して奨励を与える。奨励の比率は銀行同期借入基準利率の50%と実際担保利率の差を超えない。 (三) 信用担保が発達していない地区の地方政府が出資して担保機構を設立することを支援し、中小貿易企業金融担保業務を展開し、地方政府の出資額の30%を超えない支援を与えることができる。</p>
<p>科技型内資・外資の研究開発機関は本政策が適用される。</p>	<p>内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>中小型内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>中小型内資・外資貿易企業は本政策が適用される。</p>

遼寧省における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェットロ大連事務所が作成  
2012年4月

13 中小企業支援	14 中小企業支援	15 中小企業支援
「遼寧省中小企業専・精・特新製品（技術）認定暫定方法」	「遼寧省中小企業発展特定資金管理方法」	「遼寧省科技型中小企業技術創出資金管理暫定方法」
<b>申請機構</b> 企業所在地の市級中小企業主管部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省中小企業庁	<b>申請機構</b> 企業所在地市級中小企業主管部門及び同級財政部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省中小企業庁 遼寧省財政庁	<b>申請機構</b> 企業所在地の市級科技管理部門 <b>その他主管部門</b> 遼寧省科技厅 遼寧省財政庁 企業所在地の市級財政部門
<b>製品の定義</b> 「専」とは専門技術又は専門工程を採用して研究製造した新製品を指す。 「精」とは先進で適用の技術又は工程を採用し、精益求精（たゆまず進歩を求めること）の理念で生産する製品を指す。 「特」とは独特な工程、技術、調整法又は特殊な原料で研究して生産し、地域的な特徴と企業の特徴のある製品を指す。 「新」とはその他伝統的製品と区別しアップグレードされた新製品を指す。 <b>支援政策</b> （一）認定された製品（技術）項目は優先して「遼寧省中小企業技術創出項目指導計画」に記す。 （二）専精特新項目と認定された企業に対して、融資需要で優先して支援し、担保機関がその借入のために担保サービスを提供するよう積極的に奨励する。 （三）省中小企業発展特定資金の支援を優先して与える。 （四）遼寧省科技計画項目を優先して推薦し、申告する。 （五）国家特許、有名商標又はブランド製品を優先して推薦し申告する。 （六）国家及び省の中小企業発展を促進するための各項優遇政策を優先して推薦する。	<b>資金的使用の範囲</b> （一）中小企業サービス機関が中小企業のために従業員の訓練、起業の指導、市場開拓、情報コンサルティング、信用評価、合法的な権益の維持などのサービス提供を支援する。 （二）中小企業の企業モデル基地の建設を支援する。 （三）中小企業が自社所有技術又は特許技術を導入して、専精特新製品を発展させる。 （四）信用担保保障機能の確立を支援する。 （五）省政府の許可を得たその他専門支出。 <b>資金的支援の方式</b> （一）無償支援。特定資金の使用範囲に適合する中小企業サービス機構に対して、通常無償補助の形を取る。 （二）借入金金利補助。特定資金の使用範囲に適合する中小企業建設項目に対して、通常借入金金利補助の形を取る。	<b>資金的支援の方式</b> （一）無償支援。主に中小企業の技術創出における製品の研究開発及び中間テスト段階の必要な補助、科研人員が科技成果を持って起業し成果転化を行う場合の補助に利用する。 （二）借入金金利補助。一定のレベル、規模と利益のある創出項目に対して、生産規模の拡大を図るために、原則として金利補助の形で銀行借入又はその他金融機関の資金を利用することを支援する。 <b>資金的支援の範囲</b> （一）産学研の提携創出、独自知的所有権、ハイテク、高付加価値を持ち、就業を受け入れ、納税を増加し、省エネ・消耗低減、環境保護に有利、及び外貨収入のある各種項目に対して資金により奨励し、また優先的に支援する。 （二）市県級財政がマッチング援助を与えた項目に対して、同等条件下で優先して支援する。 五）国家科技型中小企業技術創出基金が支援する項目。
中小型内資・外資企業は本政策が適用される。	中小型内資・外資企業は本政策が適用される。	内資・外資科技型中小企業は本政策が適用される。